

社会福祉法人東頸福社会評議員及び役員等の 報酬及び費用弁償の支給に関する規則

第1条 定款第5条に規定する評議員及び第15条に規定する役員に対しての報酬は、無支給とする。

第2条 定款第5条に規定する評議員、第15条に規定する役員及び第6条に規定する委員が、法人の用務のため、その求めに応じて会議に出席し、または、旅行した場合に支給する費用弁償及び支給方法については、この規則の定めるところによる。

第3条 費用弁償額は、鉄道賃、船賃、航空運賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、次のとおりとする。

区 分	鉄道賃	船 賃 航空運賃	車 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1泊につき)
県 内	普通旅客 運 賃	普通旅客 運 賃	バス実費	2,200 円	10,000 円
県 外	同 上	同 上	同 上	2,200 円	15,000 円

第4条 理事長が招集する評議員会及び理事会の費用弁償については、当日支給するものとし、その額は次のとおりとする。ただし、当法人職員には支給しない。

区 分	金 額
理事、監事	6,500 円
評 議 員	6,500 円

2 前項の金額には、交通費実費を含むものとする。

第5条 この規則に定めるもののほかは、「社会福祉法人東頸福社会職員の旅費に関する規程」の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成13年11月20日から施行し、平成7年4月1日施行の「社会福祉法人 東頸福社会 役員費用弁償の支給に関する規則」は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年3月18日から施行する。

附 則（平成28年12月9日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。